

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。定款第15条2項に定められている常務理事についても常勤理事に当たるが、常務理事の該当する事項については区別して記載する。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。  
報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常務理事 報酬（業務報酬、役員報酬、退職慰労金を含む）
  - (2) 非常勤の役員 報酬
  - (3) 評議員 報酬
- 2 評議員及び非常勤役員については、その地位にあることによる報酬の支給は行わないこととする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員、非常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。

- 3 常務理事の業務報酬は職員賃金規定に準じて支給する。役員報酬及び退職慰労金は、別表2、3に定める額とする。ただし、退職慰労金については法人の業績並びに財政事情、及び退任する常務理事の過失等を考慮し、上記支給額を減額或いは支給しないことがある。これについては、評議員会が決定する。
- 4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員が、理事会等に出席するための交通費の計算方法は職員旅費規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、業務出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別表1の通り出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は2017年6月24日から施行する。

2019年6月21日 一部改正

**別表1 評議員、非常勤役員等の報酬等**

1. 理事会・会議等へ出席の報酬（手当）については、次の通りとする。

	理事会・評議員会		各種会議		
	理事長	役員・評議員	理事長	委員長	委員
手 当	33,000	15,000	22,000	17,000	15,000
交 通 費	実 費	実 費	実 費	実 費	実 費

2. 監事監査時手当

監事監査時の手当は、33,000円とする。

3. 業務出張旅費

交 通 費	食 費	宿 泊 費	日 当
実 費	朝 食 1,500円 昼 食 1,000円 夕 食 2,000円	東京・政令指定都市 12,000円 その他の都市 10,000円	3,600円

(注) 上記の他は職員旅費規程を準用する。

4. 必要経費

都内交通費、その他の事務雑費は本人の請求によりその実費を支出する。

**別表2 常務理事の「役員報酬」**

年額 3,600,000円（月額 300,000円）

**別表3 常務理事の退職時慰労金の算定式**

（退任時年俸額の1/2分の1相当額）×在任年数×支給率（1.2）

\*但し、1年に満たない場合は月割とする。